

ふれあい・いきいきサロン用物品貸出事業

変更のお知らせ

米子市社会福祉協議会では、ふれあい・いきいきサロンの活動を充実させていただくため、レクリエーション用物品の貸出事業を行っています。以前は市社協登録サロンに対してのみの貸出しとしていましたが、この度、登録外のサロン・地域活動団体にも貸出し可能となりました。下記の手続き方法で貸出しできますので、地域活動にぜひご活用ください。

物品貸出方法



【①予約】

お電話にて借りたい物品、貸出期間（1週間以内）をお知らせください。

【②貸出】

来所の上、貸出申込書を記入してください。希望の物品をお渡しします。

【③返却】

貸出期間内に返却をお願いします。事情があり期間内に返却できない場合は、必ずご連絡下さい。



貸出備品の内容については、
米子市社会福祉協議会ホームページ
「地域福祉活動とは」の中の
「物品貸出事業」をご覧ください。



物品貸出事業 QR コード ↑

【ご連絡先】

福祉のまちづくり推進課 地域福祉担当： ☎ 23-5473

受付時間： 平日 8:30~17:15

おねがい

皆さんで使っていただく物品です。
大切に取り扱いいただき、万が一破損等した際には、
返却時に必ずお知らせください。

